

江戸川左岸圏域流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、江戸川左岸圏域流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市長の意見を聴く場として設置するものである。

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市長から構成される委員並びに顧問をもって組織する。

2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。

3 委員及び顧問は、千葉県知事が依頼する。

4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。

5 座長は、会務を総括する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

7 顧問は、懇談会の要請に応じて、必要な助言を行う。

8 委員及び顧問の任期は原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし、再任を妨げない。

(地域懇談会)

第4条 地域性の高い事項について、きめの細かい意見交換を行う必要がある場合には、懇談会の承認を得て地域懇談会を設置することができるものとする。

(懇談会の招集)

第5条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県県土整備部河川整備課長又は千葉県東葛飾土木事務所長が招集する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県県土整備部河川整備課及び千葉県東葛飾土木事務所に置く。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は千葉県知事が定める。

第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。

(附則)

この規約は、平成14年3月19日から施行する。

この規約は、平成16年3月18日から施行する。

この規約は、平成18年2月22日から施行する。

この規約は、平成21年1月23日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

別表

	区 分	人 数
委 員	学 識 経 験 者	5名以内
	河 川 利 用 者	4名以内
	関 係 住 民	13名以内
	関 係 市 長	8名以内
	合 計	30名以内
	顧 問	1名